

## 介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱

### (目的等)

第1 本要綱は、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とし、北海道地域医療介護総合確保基金条例（平成26年12月24日北海道条例第104号）に基づき設置された基金を財源として実施する介護サービス提供基盤等整備事業に関する事項を定める。

なお、本事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により道が作成する計画（以下「道計画」という。）に基づき実施するものとし、次に掲げる事業に区分する。

#### (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

オ 公有地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業

カ 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

キ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業

ク 介護施設等の集約・再編支援事業

#### (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業

ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

#### (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

#### (4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

ウ 介護施設等における看取り環境整備推進事業

エ 共生型サービス事業所の整備推進事業

#### (5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

#### (6) 介護職員の宿舎施設整備事業

(地域密着型サービス等整備等助成事業)

第2 地域密着型サービス等整備等助成事業の実施に当たっては、次により行うこととする。

1 道が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業

(1) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

ア 介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画の作成

介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備を行おうとする者は、当該整備に係る事業を明らかにした介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画（以下「大規模修繕・耐震化整備計画」という。）を作成することができる。

大規模修繕・耐震化整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 大規模修繕・耐震化整備計画の名称

(イ) 創設及び大規模修繕・耐震化整備を行う施設の名称及び場所

(ウ) 大規模修繕・耐震化整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

(エ) 補助金（介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業）の額の算定のために必要な事項

イ 大規模修繕・耐震化整備計画作成に当たっての留意点

介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 大規模修繕・耐震化整備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業）を充てて大規模修繕・耐震化整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号-2（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業）の交付

(ア) 対象事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、道計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、a～eの広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、道計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修

繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。

- a 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- b 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- c 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- d 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- e 軽費老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(イ) 整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備

(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数とは、おおむね 10 年とする。

- b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

(2) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

ア 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画の作成

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備を行おうとする者は、当該整備に係る事実を明らかにした災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画（以下、「移転改築整備計画」という。）を作成することができる。

移転改築整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 移転改築整備計画の名称

(イ) 移転改築整備を行う施設の名称及び場所

(ウ) 移転改築整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

(エ) 補助金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）の額の算定のために必要な事項

イ 移転改築整備計画作成に当たっての留意点

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 移転改築整備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）を充てて移転改築整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第 1 号-3（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）  
の交付

(ア) 対象事業

災害レッドゾーン（都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。

また、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

- a 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- b 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- c 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- d 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- e ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの)から施設類型をケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)に変更する場合も対象とする。)
- f 介護付きホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、老人福祉法(昭和26年法律第45号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。第5の1の(4)のウ、2の(4)のウ及び第6を除いて以下同じ。)であり、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。)

(3) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

ア 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画の作成

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備を行おうとする者は、当該整備に係る事実を明らかにした災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画（以下、「改築整備計画」という。）を作成することができる。

改築整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 改築整備計画の名称
- (イ) 改築整備を行う施設の名称及び場所
- (ウ) 改築整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- (エ) 補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の額の算定のために必要な事項

イ 改築整備計画作成に当たっての留意点

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 改築整備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）を充てて改築整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号 - 4（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の交付

(ア) 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

(a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域

(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

(イ) 対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

なお、当事業における土地の買収又は聖地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

- a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 2 項に規定される基準水位をいう。）が 1 メートル以上に指定されている場合
- b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が 1 メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が 1 メートル以上となっている場合
  - (a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (b) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (c) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (d) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (e) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、改築に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
  - (f) 介護付きホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）
- (ウ) 整備内容
  - 災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。
  - a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
  - b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において道の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
  - c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定

により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。

e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

#### (4) 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

ア 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進計画の作成  
都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進に係る整備を行おうとする者は、当該整備に係る事実を明らかにした都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進計画（以下、「既存ストック活用推進計画」という。）を作成することができる。

既存ストック活用推進計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 既存ストック活用推進計画の名称

(イ) 既存ストック活用推進に係る整備を行う施設の名称及び場所

(ウ) 既存ストック活用推進計画に基づく整備事業に要する費用の額

(エ) 補助金（都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業）の額の算定のために必要な事項

イ 既存ストック活用推進計画作成に当たっての留意点

都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 既存ストック活用推進計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業）を充てて既存ストック活用推進計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号-6（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長または振興局長に提出すること。

エ 補助金（都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業）の交付

(ア) 事業の目的

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等において、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等に転換することにより、介護ニーズの増加に対応するための基盤整備を促進することを目的とする。

(イ) 用語の定義

この（4）において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a 都市部等 次に掲げる市町村をいう。

(a) 65歳以上人口の増加が見込まれる市町村

(b) (a)のほか、要介護高齢者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村で

あって、北海道知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町村

- b) 小規模な介護施設等 次に掲げる対象施設であって、都市部等に所在するものをいう。
- (a) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (b) 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (c) 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (d) 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (e) 小規模（定員 29 人以下）なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、政令指定都市・中核市意外に所在する施設に限る。）
  - (f) 認知症高齢者グループホーム（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (g) 小規模多機能型居宅介護事業所（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (h) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (i) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (j) 認知症対応型デイサービスセンター（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (k) 介護予防拠点（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (l) 地域包括支援センター（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (m) 生活支援ハウス（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (n) 緊急ショートステイの整備（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (o) 施設内保育施設（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (p) 小規模な介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- c) 大規模な介護施設等 次に掲げるものをいう。
- (a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (b) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (c) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (d) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(e) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(f) 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る）

d 転換 介護ニーズの増加に対応するため、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等とするために行う整備であって、下表に定めるものをいう。

<u>整備区分</u>	<u>整備内容</u>
<u>増築（床）</u>	<u>定員 29 人以下の特別養護老人ホームを 30 人以上の特別養護老人ホームにする場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換するための整備をすること。</u>
<u>増改築</u>	<u>定員 29 人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員 30 人以上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※ 取り壊し費用も対象とすることができる。</u>
<u>創設（開設）</u>	<u>定員 29 人以下の介護老人保健施設から定員 30 人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。</u> <u>※ 既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。</u>
<u>改修</u>	<u>小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築（床）、増改築、創設（開設）に該当しないもの（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの）</u>

なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、

・当該小規模な介護施設等が所在する市町村と道と協議の上、本事業の実施が介護保険事業（支援）計画の達成に資するものと認められる場合

・当該小規模な介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、北海道知事の判断で移転を伴う転換を行うことも差し支えない。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第9の(2)のウの(ア)及び(イ)に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、小規模な介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建物を活用し転換を行う事業を含むものとする。

(ウ) 事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

a 土地の買収又は整地に要する費用

b 設備整備に係る経費

(I) その他

a 本事業に掲げる助成を道から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申

請書を、当該小規模な介護施設等が所在する市町村の長に提出するものとする。

(a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名

(b) 現に実施している介護サービス事業等

(c) 転換後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地含む。）

(d) 生産性向上に資する計画

(e) 転換後 10 年間の事業計画

(f) 介護職員等処遇改善（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前を転換後の見込み）

b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない

(a) 市町村の長又は北海道知事が、当該転換を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

(b) 転換前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと

(c) 転換後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと。

c 本事業において、転換前後の小規模な介護施設等と大規模な介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、北海道知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

d 転換後の大規模な介護施設等で実施する介護サービス等の事業の数は、移転前の事業の数と一致するものとする。ただし、当該介護施設等が複合型の介護施設等である場合など、北海道知事が本事業の趣旨に照らして適切と認める場合はこの限りでない。

(5) 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業

ア 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援計画の作成

中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジングに係る整備を行おうとする者は、当該整備に係る事実を明らかにした中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援計画（以下、「ダウンサイジング計画」という。）を作成することが出来る。

ダウンサイジング計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) ダウンサイジング計画の名称

(イ) ダウンサイジングを行う施設の名称及び場所

(ウ) ダウンサイジング計画に基づく整備事業に要する費用の額

(エ) 補助金（中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業）の額の算定のために必要な事項

イ ダウンサイジング計画作成に当たっての留意点

中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業の経費と重複して、他の補助

金等の交付を受けてはならない。

ウ ダウンサイジング計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業）を充ててダウンサイジング計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号-7（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業）の交付

(ア) 事業の目的

介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイジングを行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。

(イ) 用語の定義

この（5）において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a 中山間・人口減少地域等 次に掲げる区域をいう。

(a) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(b) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯

(c) 辺地に係る公共的施設の総合設備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

(d) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村

(e) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

(f) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域

b 大規模な介護施設等 次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在（通常の事業実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると北海道知事が適当と認めるものを含む。以下この（5）において同じ。）するものをいう。

(a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上のものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(b) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(c) 介護医療院（定員30人以上のものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(d) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(e) ケアハウス（軽費老人ホームA型及びB型を含む）（ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(f) 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

c ダウンサイジング 次に掲げる整備であって、下表に掲げるものをいう。

bに掲げる施設の定員を1割以上減少させるもの

なお、ダウンサイジングには、当該介護施設において提供される介護サービス等の全部又は一部他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、転換前の定員と転換後の定員（ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。）とを比較して1割以上減少しているかを判断すること。

<u>整備区分</u>	<u>整備内容</u>
<u>改築</u>	<u>既存の介護施設の定員を減少するための整備または既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u>
<u>改修</u>	<u>既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。</u>

なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、北海道知事の判断で移転を行うことも差し支えない。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第9の(2)のウの(ア)及び(イ)に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下この(5)において「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。

(ウ) 事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

a 土地の買収又は整地に要する費用

b 設備整備に係る経費

(I) その他

a 本事業による助成を受ける事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を北海道知事に提出するものとする。

(a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名

(b) 現に実施している介護サービス事業等

(c) ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等（災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）

(d) 生産性向上に資する計画



介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。

(イ) 用語の定義

この(6)において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- a 都市部等 第2の1の(4)のイのaの定めるところによる。
- b 中山間・人口減少地域等 第2の1の(5)のイのaの定めるところによる。
- c 介護施設等 次に掲げるものであって、都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。
  - (a) 特別養護老人ホーム及び併設するショートステイ用居室（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (b) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (c) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (d) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (e) ケアハウス（軽費老人ホームA型及びB型を含む。）（集約・再編後に特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (f) 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (g) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (h) 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (i) 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (j) 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (k) 小規模（定員 29 人以下）なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (l) 小規模（定員 29 人以下）な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (m) 認知症高齢者グループホーム（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (n) 小規模多機能型居宅介護事業所（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (o) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

- (p) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (q) 認知症対応型デイサービスセンター（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (r) 介護予防拠点（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (s) 地域包括支援センター（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (t) 生活支援ハウス（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (u) 緊急ショートステイの整備（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (v) 施設内保育施設（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- d 集約・再編 cに掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに1（(a)から(f)に掲げるものについては、定員 29 人以下と定員 30 人以上でそれぞれ1とする。）と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために北海道知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。
- (a) 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合
- (b) 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同一敷地内のものに限る。）

整備区分	整備内容
改築	<u>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</u> <u>※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。</u>
改修	<u>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの。</u>

集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画に記載される同条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域又は同項第 3 号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。

なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第9の(2)のウの(ア)及び(イ)に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等を合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下、この(8)において「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。

(ウ) 事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

a 土地の買収又は整地に要する費用

b 設備整備に係る経費

(I) その他

a 本事業による助成を道又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、北海道知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする。

(a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名

(b) 現に実施している介護サービス事業等

(c) 集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）

(d) 生産性向上に資する計画

(e) 転換後10年間の事業計画

(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）

b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

(a) 市町村の長又は北海道知事が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

(b) 集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと。

(c) 集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと。

c 本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、北海道知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

## 2 市町村が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業

### (1) 地域密着型サービス等整備助成事業

#### ア 地域密着型サービス施設等整備計画の作成

- (ア) 市町村は、住民にとって身近な日常生活圏域（市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等（法第2条第3項に規定する公的介護施設等をいう。以下同じ。）の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）を単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に、今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした地域密着型サービス施設等整備計画を作成することができる。

地域密着型サービス施設等整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- a 地域密着型サービス施設等整備計画の名称
  - b 地域密着型サービス施設等整備計画の区域
  - c 公的介護施設等の整備に関する目標
  - d 地域密着型サービス施設等整備計画の期間
  - e cの目標を達成するために必要な事業に関する事項
  - f 日常生活圏域における公的介護施設等の整備の状況
  - g 地域密着型サービス施設等整備計画に基づく事業に要する費用の額
  - h 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金（以下「交付金」という。）（地域密着型サービス等整備助成事業）の額の算定のために必要な事項
  - i 地域密着型サービス施設等整備計画の作成に係る住民の意見の反映等に関する事項
  - j 地域密着型サービス施設等整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
  - k その他市町村が必要と認めた事項
- (イ) 公的介護施設等の整備に関する目標を達成する観点から、(ア)のeに関し、介護予防拠点の整備事業のみを盛り込んだ地域密着型サービス施設等整備計画を作成することも差し支えない。
- イ 地域密着型サービス施設等整備計画作成に当たっての留意点
- (ア) 地域密着型サービス施設等整備計画は、市町村介護保険事業計画と調和が保たれていることが必要であり、地域密着型サービス施設等整備計画に定める施設の整備量は、市町村介護保険事業計画に定める各介護給付等対象サービス等の計画値の範囲内とする。ただし、市町村が計画値を越えて整備する必要があると認めた場合については、この限りではない。
- (イ) 地域密着型サービス施設等整備計画は、当該市町村の住民の生活に密接に関係することから、その作成又は変更にあたって、住民の意見を反映させる仕組みを設けること。
- (ウ) 地域密着型サービス施設等整備計画を作成又は変更した場合には、遅滞なく公表すること。
- (エ) 地域密着型サービス等整備助成事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けずにはならない。
- (オ) 市町村は地域密着型サービス施設等整備計画に基づく計画期間が経過した後は、当該地域密着型サービス施設等整備計画の目標の達成状況について、学識経験者等で構成する委員会による評価を行い、その結果を公表すること。
- ウ 地域密着型サービス施設等整備計画の提供期限及び提出先

市町村は、地域密着型サービス施設等整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式1号-1（市町村事業）による地域密着型サービス施設等整備計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

## エ 交付金（地域密着型サービス等整備助成事業）の交付

### （ア）対象事業

次に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とするが、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に交付単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障がい者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障がい者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

- a 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- b 小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- c 小規模（定員29人以下）な介護医療院
- d 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- e 小規模（定員29人以下）な特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）
- h 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

- i 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- j 認知症対応型デイサービスセンター
- k 介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・Cや多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）
- l 地域包括支援センター
- m 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づくものに限る（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用をうける場合を含む）。以下同じ。）
- n 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ
- o 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も含めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）
- p 小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

(イ) 整備区分

整備とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（[第2の\(6\)、\(7\)、\(8\)](#)、[第7](#)の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</li> <li>※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊</li> </ul>

	<p>すかどうかは問わない。</p> <p>※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。</p>
増改築	<p>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。) ※1、※2について同上</p>

(ウ) 施設等の整備

(ア)の対象事業については、地域再生の観点も踏まえ、空き家、空き店舗など地域の既存資源の有効活用に留意し、地域の創意工夫をいかした効果的かつ効率的な整備を図るよう努めること。

(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

ア 介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画の作成

市町村は、介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化をするための整備に係る事業を明らかにした介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画(以下「大規模修繕・耐震化整備計画」という。)を作成することができる。

大規模修繕・耐震化整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 大規模修繕・耐震化整備計画の名称

(イ) 創設及び大規模修繕・耐震化整備を行う施設の名称及び場所

(ウ) 大規模修繕・耐震化整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

(エ) 交付金(介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)の額の算定のために必要な事項

イ 大規模修繕・耐震化整備計画作成に当たっての留意点

介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 大規模修繕・耐震化整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金(介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)を充てて大規模修繕・耐震化整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号-2(市町村事業)による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 交付金(介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)の交付

(ア) 対象事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、道計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、a～eの広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、道計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。

介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。

- a 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- b 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- c 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- d 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- e 軽費老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(1) 整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、第2の1の(1)の工の(イ)のaの表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。
- b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、第2の1の(1)の工の(イ)のbの表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

ア 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画の作成

市町村は、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を**するため**の整備に係る事業を明らかにした、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画（以下、「移転改築整備計画」という。）を作成することができる。

移転改築整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 移転改築整備計画の名称

(イ) 移転改築整備を行う施設の名称及び場所

(ウ) 移転改築整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

(I) 交付金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）の額の算定のために必要な事項

イ 移転改築整備計画作成に当たっての留意点

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 移転改築整備計画の提出期限及び提出先

**市町村**は、**交付金**（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）を充てて移転改築整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号-3（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

## エ 交付金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）の交付

### (ア) 対象事業

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。

また、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

- a 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- b 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- c 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- d 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- e ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。なお、移転に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
- f 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

### (4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

#### ア 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画の作成

**市町村は、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築をするための整備に係る事業を明らかにした、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画（以下、「改築整備計画」という。）を作成することができる。**

改築整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

#### (ア) 改築整備計画の名称

(イ) 改築整備を行う施設の名称及び場所

(ウ) 改築整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

(I) **交付金**（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の額の算定のために必要な事項

#### イ 改築整備計画作成に当たっての留意点

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 改築整備計画の提出期限及び提出先

**市町村**は、**交付金**（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）を充てて改築整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号-4（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ **交付金**（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の交付

(ア) 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

(a) 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第

14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定

(b) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域

(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)による改正前の特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

(イ) 対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

なお、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深(以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。)が1メートル以上に指定されている場合

b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合

(a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(定員30人以上のものであつ

て、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(b) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(c) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(d) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(e) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。なお、改築に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

(f) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(ウ) 整備内容

災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。

ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築事業についても対象とすることができる。

a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。

b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において道の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。

e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

## (5) 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業

### ア 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備計画の作成

市町村は、公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設の整備に係る事業を明らかにした、公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備計画（以下、「代替施設整備計画」という。）を作成することができる。

代替施設整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 代替施設整備計画の名称

(イ) 代替施設整備を行う施設の名称及び場所

(ウ) 代替施設整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

(I) 交付金（公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業）の額の算定のために必要な事項

イ 代替施設整備計画作成に当たっての留意点

公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 代替施設整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業）を充てて代替施設整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号-5（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 交付金（公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業）の交付

(ア) 事業の目的

移転用地の確保が困難である大都市における老朽化した介護施設の建替え等を促進するため、都道府県等が公有地に介護施設等の建替え等の期間における当該介護施設等の入所者等に対し継続的に介護サービス等を提供するための代替施設を整備することにより、地域における介護サービスの安定的な提供体制の確保及び効率的かつ計画的な整備を図ることを目的とする。

(イ) 用語の定義

公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a 大都市 次に掲げるものをいう。

(a) 政令指定都市及び中核市

(b) 人口20万人以上の市であって、北海道知事が特に必要と認めた地域

b 介護施設等 次に掲げる施設又は事業所等であって、北海道知事が建替え等期間における代替施設の確保が必要と認めるものをいう。

(a) 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）

(b) 小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）

(c) 小規模（定員29人以下）な介護医療院（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）

(d) 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）

(e) 小規模（定員29人以下）なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）

(f) 認知症高齢者グループホーム（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）

(g) 小規模多機能型居宅介護事業所（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）

- (h) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (i) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (j) 認知症対応型デイサービスセンター（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (k) 介護予防拠点（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (l) 地域包括支援センター（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (m) 生活支援ハウス（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (n) 緊急ショートステイの整備（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (o) 施設内保育施設（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (p) 小規模な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (q) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (r) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (s) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (t) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (u) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - (v) 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）
  - c 都道府県等 北海道並びに市町村
  - d 公有地 地方公共団体の所有する土地をいう。
  - e 建替え等 老朽化した介護施設等の整備であって、次に掲げるもの
    - (a) 既存の介護施設等を取り壊して、新たに介護施設等を整備するもの（当該介護施設等を移転する場合を除く。）
    - (b) 既存の介護施設等の保全等のために行う大規模な修繕及び改修等（躯体工事に及ぶかは問わない。）であって、当該整備期間中に当該介護施設等の全部又は一部が使用できなくなると北海道知事が認めるもの
  - f 代替施設 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
    - (a) 市町村が所有する建築物であって、公有地に定着するもの
    - (b) 介護施設等の建替え等の期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れ、当該介護施設等を運営する法人に貸し付ける又は市町村が使用することにより、当該入所者等に必要な介護サービス等を提供する事業に供されるもの
- (ウ) 事業の対象

本事業の対象は次に掲げる事業とする。

a 道が代替施設を整備（既存の建築物の改修（現に公有地に定着する建築物を買収する費用を含む。）及び新たに建築物を整備することをいう。以下bにおいて同じ。）する事業

b 北海道の助成により市町村が代替施設を整備する事業

なお、代替施設の設置区域は、大都市の区域外であっても差し支えない。ただし、災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン（第9の(2)のウの(ア)及び(イ)に該当する場合の当該区域を除く。）の区域に整備する場合は、本事業の対象とならないものとする。

(I) 事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

a 土地の買収又は整地に要する費用

b 設備整備に係る経費

(オ) その他

a 広く介護施設等の運営法人に対し定期的に公募をかけることなどにより代替施設が適切かつ効果的に利用されるよう努めること。

b 代替施設の利用者は、介護施設等の建替え等の期間の始期に現に当該介護施設等に入所等する者を原則とするが、代替施設における事業の運営に支障がない場合は、当該代替施設における事業の開始後に新規に入所等する者を含めて差し支えない。

c 代替施設における事業の運営に支障がないと認める場合は、大都市の区域外に所在する介護施設等の建替え等期間中に、当該介護施設等の入所者等を受け入れることや、感染症及び災害時の支援を行うために一時的に使用することも差し支えない。

(6) 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

ア 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進計画の作成

市町村は、都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストックの活用を推進するための整備に係る事業を明らかにした都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進計画（以下、「既存ストック活用推進計画」という。）を作成することができる。

既存ストック活用推進計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 既存ストック活用推進計画の名称

(イ) 既存ストックを活用して整備を行う施設の名称及び場所

(ウ) 既存ストック活用推進計画に基づく整備事業に要する費用の額

(I) 交付金（都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業）の額の算定のために必要な事項

イ 既存ストック活用推進計画作成に当たっての留意点

都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 既存ストック活用推進計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業）を充てて既存ストック活用推進計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号-6（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

## エ 交付金（都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業の交付

### (ア) 事業の目的

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等において、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等に転換することにより、介護ニーズの増加に対応するための基盤整備を促進することを目的とする。

### (イ) 用語の定義

この（6）において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

#### a 都市部等 次に掲げる市町村をいう。

(a) 65歳以上人口の増加が見込まれる市町村

(b) (a)のほか、要介護者、独居高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる市町村であつて、北海道知事が介護ニーズの増加への対応が必要と認める市町村

#### b 小規模な介護施設等 次に掲げる対象施設等をいう。

(a) 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(b) 小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(c) 小規模（定員29人以下）な介護医療院（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(d) 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(e) 小規模（定員29人以下）なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであつて、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(f) 認知症高齢者グループホーム（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(g) 小規模多機能型居宅介護事業所（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(h) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(i) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(j) 認知症対応型デイサービスセンター（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(k) 介護予防拠点（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(l) 地域包括支援センター（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(m) 生活支援ハウス（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(n) 緊急ショートステイの整備（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

- (o) 施設内保育施設（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (p) 小規模な介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

c. 大規模な介護施設等 次に掲げるものをいう。

- (a) 特別養護老人ホーム及び併設するショートステイ用居室(定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)
- (b) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (c) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (d) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (e) ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)
- (f) 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

d. 転換 介護ニーズの増加に対応するため、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等とするために行う整備であって、第2の1の(4)のイの(イ)のdの表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

なお、本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、

・当該小規模な介護施設等が所在する市町村と道との協議の上、本事業の実施が介護保険事業（支援）計画の達成に資するものと認められる場合

・当該小規模な介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、北海道知事の判断で移転を伴う転換を行うことも差し支えない。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第9の(2)のウの(ア)及び(イ)に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とはならない。

また、小規模な介護施設等と合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建物を活用し転換を行う事業を含むものとする。

(ウ) 事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

- a 土地の買収又は整地に要する費用
- b 設備整備に係る経費

(I) その他

a 本事業による助成を市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該小規模な介護施設等が所在する市町村の長に提出するものとする。

- (a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
- (b) 現に実施している介護サービス事業等

(c) 転換後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は、移転の必要性及び移転先の所在地を含む）

(d) 生産性向上に資する計画

(e) 転換後 10 年間の事業計画

(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）

b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

(a) 市町村の長又は北海道知事が、当該転換を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

(b) 転換前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと

(c) 転換後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

c 本事業において、転換前後の小規模な介護施設等と大規模な介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、北海道知事が目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

d 転換後の大規模な介護施設等で実施する介護サービス等の事業の数は、移転前の事業の数と一致するものとする。ただし、当該介護施設等が複合型の介護施設等である場合など、北海道知事が目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

(7) 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業

ア 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援計画の作成

市町村は、中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジングをするための整備に係る事業を明らかにした中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援計画（以下、「ダウンサイジング計画」という。）を作成することができる。

ダウンサイジング計画に記載すべき事業は次のとおりとする。

(ア) ダウンサイジング計画の名称

(イ) ダウンサイジングを行う施設の名称及び場所

(ウ) ダウンサイジング計画に基づく整備事業に要する費用の額

(I) 交付金（中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業）の額の算定のために必要な事項

イ ダウンサイジング計画作成に当たっての留意点

中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ ダウンサイジング計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業）を充ててダウンサイジング計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号-7（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

## エ 交付金（中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業）の交付

### (ア) 事業の目的

介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイジングを行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。

### (イ) 用語の定義

この(7)において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

#### a 中山間・人口減少地域等 次に掲げる区域をいう。

(a) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(b) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯

(c) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

(d) 山村新工法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村

(e) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

(f) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域

b 大規模な介護施設 次に掲げるものであって、中山間・人口減少地域等に所在（通常の事業の実施地域に中山間・人口減少地域等が含まれるもの及び中山間・人口減少地域等の高齢者に対し介護サービス等を提供している又は提供することが想定されていると北海道知事が適当と認めるものを含む。以下この(7)において同じ。）するものをいう。

(a) 特別養護老人ホーム及び併設するショートステイ用居室（定員30人以上のものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(b) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(c) 介護医療院（定員30人以上のものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(d) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(e) ケアハウス（軽費老人ホームA型及びB型含む。）（ダウンサイジング後に特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上のものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(f) 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

c 小規模な介護施設等 次に掲げるものをいう。

(a) 地域密着型（定員 29 人以下）な特別養護老人ホーム及び併設するショートステイ用居室（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(b) 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(c) 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(d) 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(e) 小規模（定員 29 人以下）なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(f) 小規模（定員 29 人以下）な有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(g) 認知症高齢者グループホーム（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(h) 小規模多機能型居宅介護事業所（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(i) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(j) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(k) 認知症対応型デイサービスセンター（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(l) 介護予防拠点（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(m) 地域包括支援センター（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(n) 生活支援ハウス（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(o) 緊急ショートステイの整備（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

(p) 施設内保育所（aに掲げる区域に所在する施設に限る。）

d ダウンサイジング

次にいずれかのために行われる整備であって、第2の1の(5)のイの(i)のcの表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(a) bに掲げる施設の定員を1割以上減少させ、その結果、定員が29人以下の小規模な介護施設等になるもの

(b) 小規模な介護施設等（cの(a)から(g)までに掲げるものに限る。）の定員を1割以上減少させるもの

(c) 小規模な介護施設等（cの(h)から(p)までに掲げるものに限る。）の定員（小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所については登録定員又は宿泊定員のうち北海道知事が本事業の趣旨に鑑み適当と認めるもの。）を減少（定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。）させるもの

なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、転換前の定員と転

換後の定員（ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。）とを比較して1割以上減少しているかを判断すること。

本事業の性質上、移転を伴う転換は原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、北海道知事の判断で移転を伴うダウンサイジングを行うことも差し支えない。この場合において、大規模な介護施設等の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第9の(2)のウの(ア)及び(イ)に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等と合築又は近接する（移転の場合配点先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下この(7)において「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。

(ウ) 事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

a 土地の買収又は整地に要する費用

b 設備整備に係る経費

(I) その他

a 本事業による助成を市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村の長に提出するものとする。

(a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名

(b) 現に実施している介護サービス事業等

(c) ダウンサイジング後に実施する予定の介護サービス事業等（災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在するため、移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）

(d) 生産性向上に資する計画

(e) 転換後10年間の事業計画

(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）

b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

(a) 市町村の長又は北海道知事が、当該ダウンサイジングを行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

(b) ダウンサイジング前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定していないこと

(c) ダウンサイジング後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと

c 本事業において、ダウンサイジング前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。

ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、北海道知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りでない。

(8) 介護施設等の集約・再編支援事業

## ア 介護施設等の集約・再編支援事業計画の作成

市町村は、介護施設等の集約・再編するための整備に係る事業を明らかにした、介護施設等の集約・再編整備計画（以下、「集約・再編計画」という。）を作成することができる。

集約・再編計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 集約・再編計画の名称

(イ) 集約・再編整備を行う施設の名称及び場所

(ウ) 集約・再編計画に基づく整備事業に要する費用の額

(I) 交付金（介護施設等の集約・再編支援事業）の額の算定のために必要な事項

## イ 集約・再編計画作成に当たっての留意点

介護施設等の集約・再編支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

## ウ 集約・再編計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（介護施設等の集約・再編支援事業）を充てて集約・再編計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号-8（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事あてに提出すること。

## エ 交付金（介護施設等の集約・再編支援事業）の交付

(ア) 事業の目的

高齢者人口の増加が見込まれる都市部等又は介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、2以上の介護施設等の集約・再編を行うことにより、介護ニーズの変動に対応しながら、将来にわたり介護サービス等を安定的かつ継続的に提供することを目的とする。

(イ) 用語の定義

この(8)において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

a 都市部等 第2の2の(6)のエの(イ)のaの定めるところによる。

b 中山間・人口減少地域等 第2の2の(7)のエの(イ)のaの定めるところによる。

c 介護施設等 次に掲げるものであって、都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するものをいう。

(a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(b) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(c) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(d) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(e) ケアハウス（軽費老人ホームA型及びB型を含む。）（特定施設入居者生活介護の指

定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(f) 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(g) 地域密着型(定員 29 人以下)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(h) 小規模(定員 29 人以下)な介護老人保健施設(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(i) 小規模(定員 29 人以下)な介護医療院(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(j) 小規模(定員 29 人以下)な養護老人ホーム(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(k) 小規模(定員 29 人以下)なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(l) 小規模(定員 29 人以下)な有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(m) 認知症高齢者グループホーム(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(n) 小規模多機能型居宅介護事業所(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(o) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(p) 看護小規模多機能型居宅介護事業所(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(q) 認知症対応型デイサービスセンター(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(r) 介護予防拠点(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(s) 地域包括支援センター(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(t) 生活支援ハウス(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(u) 緊急ショートステイの整備(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

(v) 施設内保育施設(政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)

d 集約・再編 cに掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに1((a)から(f)に掲げるものについては定員 29 人以下と定員 30 人以上でそれぞれ1とする。)と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために北海道知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。

(a) 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合

(b) 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合(原則として合築又は同一敷地内のものに限る。)

整備区分	整備内容
------	------

改築	<p>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</p> <p>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。</p>
改修	<p>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの。</p>

集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画に記載される同条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域又は同項第 3 号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。

なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（第 9 の (2) のウの (ア) 及び (イ) に該当する場合の当該区域を除く。）である場合は本事業の対象とならない。

また、介護施設等を合築又は近接する（移転の場合は移転先に定着する）空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し転換を行う事業（以下、この (8) において「空き家等を改修した事業」という。）を含むものとする。

(ウ) 事業の対象外経費 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。

- a 土地の買収又は整地に要する費用
- b 設備整備に係る経費

(I) その他

- a 本事業による助成を道又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、北海道知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする。
  - (a) 事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び代表者の氏名
  - (b) 現に実施している介護サービス事業等
  - (c) 集約・再編後に実施する予定の介護サービス事業等（移転を伴う場合は移転先の所在地を含む。）
  - (d) 生産性向上に資する計画
  - (e) 転換後 10 年間の事業計画
  - (f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（転換前と転換後の見込み）

b 次に掲げる場合は、本事業の対象とならない。

(a) 市町村の長又は北海道知事が、当該集約・再編を行った場合に、介護保険事業（支援）計画の実施に支障が生じると認める場合

(b) 集約・再編前において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））のを算定していないこと。

(c) 集約・再編後において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護給付の対象とならない場合においてはこれに相当する加算（加算方式によらない場合を除く。））を算定する見込みがないこと。

c 本事業において、集約・再編前後の介護施設等の運営法人は同一のものとする。ただし、事業譲渡・事業承継が行われる場合等であって、北海道知事が本事業の目的に照らして適当と認める場合はこの限りではない。

（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

第3 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の実施に当たっては、次により行うこととする。

1 道が実施する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(1) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備計画の作成

介護施設等を設置しようとする者、既存の介護施設等を増床しようとする者は、当該介護施設等の開設、増床（以下「開設等」という。）を明らかにした介護施設等の施設開設準備計画を作成することができる。

介護施設等の施設開設準備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 介護施設等の施設開設準備計画の名称

(イ) 開設する施設の名称及び場所

(ウ) 介護施設等の施設開設準備計画に基づく事業に要する費用の額

(エ) 補助金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の額の算定のために必要な事項

イ 介護施設等の施設開設準備計画作成に当たっての留意点

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 介護施設等の施設開設準備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）を充てて施設の開設等準備に係る事業を実施しようとするときは、様式第2号 -1（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（介護施設等の施設開設準備経費支援事業）の交付

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床

- ・ 訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置

の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を対象とする。

なお、次の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として道がこれと同程度と認める場合であること。
- ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

- (ア) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (エ) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (オ) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (カ) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (キ) 訪問看護ステーション（大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置であって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業
- ア 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画の作成
- 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ICTの導入を行おうとする者は、介護ロボット・ICTの導入に係る事業を明らかにした大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画（以下「介護ロボット・ICT導入計画」という。）を作成することができる。

介護ロボット・ICT導入計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 介護ロボット・ICT導入計画の名称
- (イ) 介護ロボット・ICTの導入を行う施設の名称及び場所
- (ウ) 介護ロボット・ICT導入計画に基づく事業に要する費用の額
- (エ) 補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）の額の算定のために必要な事項

イ 介護ロボット・ICT導入計画作成に当たっての留意点

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 介護ロボット・ICT導入計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）を充てて介護ロボット・ICT導入計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第2号-2（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）の交付

次に掲げる施設等において、第2の1の(1)のエの(イ)のaの表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、介護ロボット・ICTの機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。また、介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

- (ア) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (エ) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

- (オ) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (カ) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

## 2 市町村が実施する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

### (1) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

#### ア 介護施設等の施設開設準備計画の作成

市町村は、当該介護施設等の開設等を明らかにした介護施設等の施設開設準備計画を作成することができる。

介護施設等の施設開設準備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

#### (ア) 介護施設等の施設開設準備計画の名称

##### (イ) 開設する施設の名称及び場所

##### (ウ) 介護施設等の施設開設準備計画に基づく事業に要する費用の額

##### (イ) 交付金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の額の算定のために必要な事項

#### イ 介護施設等の施設開設準備計画作成に当たっての留意点

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### ウ 介護施設等の施設開設準備計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）を充てて施設の開設等準備に係る事業を実施しようとするときは、様式第 2 号 - 1（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

#### エ 交付金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の交付

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床

の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大 6 ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

なお、次の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。

- ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、道がこれと同程度と認める場合であること。
  - ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）
- (ア) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (イ) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (ウ) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (エ) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (オ) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (カ) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (キ) 訪問看護ステーション（大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (ク) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム及び併設するショートステイ用居室
  - (ケ) 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設
  - (コ) 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院
  - (サ) 小規模（定員 29 人以下）なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
  - (シ) 認知症高齢者グループホーム
  - (ス) 小規模多機能型居宅介護事業所
  - (セ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - (リ) 小規模（定員 29 人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
  - (タ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
  - (チ) 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム
  - (ツ) 施設内保育施設
- (2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業
    - ア 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画の作成
 

市町村は、介護ロボット・ICTの導入に係る事業を明らかにした介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画（以下「介護ロボット・ICT導入計画」という。）を作成することができる。

介護ロボット・ICT導入計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 介護ロボット・ICT導入計画の名称
- (イ) 介護ロボット・ICTの導入を行う施設の名称及び場所
- (ウ) 介護ロボット・ICT導入計画に基づく事業に要する費用の額
- (エ) 交付金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）の額の算定のために必要な事項

イ 介護ロボット・ICT導入計画作成に当たっての留意点

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 介護ロボット・ICT導入計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）を充てて介護ロボット・ICT導入計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第2号-2（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 交付金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）の交付

次に掲げる施設等において、第2の1の(1)のエの(イ)の a の表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、介護ロボット・ICT機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。

また、介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

- (ア) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ居室（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (エ) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

- (オ) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (カ) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (キ) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
  - (ク) 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設
  - (ケ) 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院
  - (コ) 小規模（定員 29 人以下）なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
  - (カ) 認知症高齢者グループホーム
  - (シ) 小規模多機能型居宅介護事業所
  - (ス) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - (セ) 小規模（定員 29 人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
  - (リ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
  - (タ) 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム
  - (チ) 施設内保育施設
- (3) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業
- ア 介護予防拠点における防災意識啓発計画の作成
- 市町村は、介護予防拠点における防災意識啓発に係る事業を明らかにした介護予防拠点における防災意識啓発計画を作成することができる。
- 介護予防拠点における防災意識啓発計画に記載すべき事項は次のとおりとする。
- (ア) 介護予防拠点における防災意識啓発計画の名称
  - (イ) 介護予防拠点の名称及び場所
  - (ウ) 介護予防拠点における防災意識啓発計画に基づく事業に要する費用の額
  - (エ) 交付金（介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業）の額の算定のために必要な事項
- イ 介護予防拠点における防災意識啓発計画作成に当たっての留意点
- 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- ウ 介護予防拠点における防災意識啓発計画の提出期限及び提出先
- 市町村は、交付金（介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業）を充てて介護予防拠点における防災意識啓発に係る事業を実施しようとするときは、様式第 2 号 - 3（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。
- エ 交付金（介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業）の交付

市町村が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ（地域のつながり）の構築を支援することを目的とする。

実施主体は、市町村とする。市町村の助成により事業者が事業を実施する場合は、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、市町村において、その必要性を十分に確認した上で補助すること。

(ア) 介護予防拠点における、

- ・ 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）
  - ・ 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費
- を支援する事業を対象とする。

(イ) 体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業の実施は必須とする。

(ウ) 本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回限りとする。

（定期借地権設定のための一時金の支援事業）

第4 定期借地権設定のための一時金の支援事業の実施に当たっては、次により行うこととする。

1 道が実施する定期借地権設定のための一時金の支援事業

(1) 定期借地権利用整備計画の作成

定期借地権の設定により用地確保し、介護施設等を設置しようとする者は、用地確保に係る事業を明らかにした定期借地権利用整備計画を作成することができる。

定期借地権利用整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア 定期借地権利用整備計画の名称

イ 開設する施設の名称及び場所

ウ 定期借地権利用整備計画に基づく事業に要する費用の額

エ 補助金（定期借地権設定のための一時金の支援事業）の額の算定のために必要な事項

(2) 定期借地権利用整備計画作成に当たっての留意点

定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) 定期借地権利用整備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（定期借地権設定のための一時金の支援事業）を充てて用地確保に係る事業を実施しようとするときは、様式第3号（道事業）による計画書を作成し、別に定める日

までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

(4) 補助金（定期借地権設定のための一時金の支援事業）の交付

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、次に掲げる本体施設等の用地確保のための定期借地権設定に際して土地利用者に支払われた一時金（賃料等の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

なお、いずれの施設も設置主体が地方公共団体等であるものを除き、次の本体施設を整備する際に、合築・併設施設を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

本体施設	<p>【定員 30 人以上の広域型施設であって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護医療院</li> <li>・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>
合築・併設施設	<p>【定員 29 名以下の地域密着型施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・ 認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・ 介護予防拠点</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> <li>・ 生活支援ハウス</li> <li>・ 緊急ショートステイ</li> </ul>

2 市町村が実施する定期借地権設定のための一時金の支援事業

(1) 定期借地権利用整備計画の作成

市町村は、介護施設等を設置する際の、定期借地権の設定による用地確保に係る事業を明らかにした定期借地権利用整備計画を作成することができる。

定期借地権利用整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア 定期借地権利用整備計画の名称

イ 開設する施設の名称及び場所

ウ 定期借地権利用整備計画に基づく事業に要する費用の額

エ 交付金（定期借地権設定のための一時金の支援事業）の額の算定のために必要な事項

(2) 定期借地権利用整備計画作成に当たっての留意点

定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) 定期借地権利用整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（定期借地権設定のための一時金の支援事業）を充てて用地確保に係る事業を実施しようとするときは、様式第3号（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

(4) 交付金（定期借地権設定のための一時金の支援事業）の交付

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、次に掲げる本体施設等の用地確保のための定期借地権設定に際して土地利用者に支払われた一時金（賃料等の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

なお、いずれの施設も設置主体が地方公共団体等であるものを除き、次の本体施設を整備する際に、合築・併設施設を整備する場合には、当該敷地についても補助対象とする。

本体施設	【定員 29 人以下の地域密着型施設等】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li><li>・ 小規模な介護老人保健施設</li><li>・ 小規模な介護医療院</li><li>・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li><li>・ 認知症高齢者グループホーム</li><li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所</li><li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li><li>・ 小規模な養護老人ホーム</li><li>・ 施設内保育施設</li></ul>
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模（定員 29 人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>【定員 30 人以上の広域型施設であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。】</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける）</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>
合築・併設施設	<p>【定員 29 名以下の地域密着型施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・介護予防拠点</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・緊急ショートステイ</li> </ul>

（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）

第5 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の実施に当たっては、次により行うこととする。

1 道が実施する既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(1) ユニット化整備計画等の作成

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修を行おうとする者、既存の特別養護老人ホーム多床室におけるプライバシー保護のための改修を行おうとする者、介護施設等における看取り環境の整備を行おうとする者又は共生型サービス事業所の整備を行おうとする者は、既存の特別養護老人ホーム等をユニット型施設等に改修するための整備事業、既存の特別養護老人ホーム多床室におけるプライバシー保護のための改修事業、介護施設等における看取り環境の整備事業及び共生型サービス事業所の整備事業を明らかにしたユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業所整備計画（以下「ユニット化整備計画等」という。）を作成することができる。

ユニット化整備計画等に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア ユニット化整備計画等の名称

イ 整備が必要な施設の名称及び場所

ウ ユニット化整備計画等に基づく整備事業に要する費用の額

エ 補助金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）の額の算定のために必要な事項

(2) ユニット化整備計画等作成に当たっての留意点

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) ユニット化整備計画等の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）を充ててユニット化整備計画等に定める事業を実施しようとするときは、様式第4号-1から4（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

(4) 補助金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）の交付

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、いずれの施設も従来型施設をユニット型施設に改修するものに限る。

また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

(ア) 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(イ) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

(ウ) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（政令指定都市・中核市以外に所在する施設のうち定員が30人以上の施設に限る。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入居者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

ウ 介護施設等における看取り環境の整備事業

次に掲げる介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

- (ア) 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (エ) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (オ) 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (カ) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

#### エ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

- (ア) 通所介護事業所（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (イ) 短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所（「2 市町村が実施する既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」の対象となる事業所を除く。）

## 2 市町村が実施する既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

### (1) ユニット化整備計画等の作成

市町村は、既存の特別養護老人ホーム等をユニット型施設等に改修するための整備事業、既存の特別養護老人ホーム多床室におけるプライバシー保護のための改修事業、介護施設等における看取り環境の整備事業及び共生型サービス事業所の整備事業を明らかにしたユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業所整備計画（以下「ユニット化整備計画等」という。）を作成することができる。

ユニット化整備計画等に記載すべき事項は次のとおりとする。

- ア ユニット化整備計画等の名称
- イ 整備が必要な施設の名称及び場所
- ウ ユニット化整備計画等に基づく整備事業に要する費用の額

エ 交付金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）の額の算定のために必要な事項

(2) ユニット化整備計画等作成に当たっての留意点

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) ユニット化整備計画等の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）を充ててユニット化整備計画等に定める事業を実施しようとするときは、様式第4号-1から4（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

(4) 交付金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）の交付

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、いずれの施設も従来型施設をユニット型施設に改修するものに限る。

また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

(ア) 特別養護老人ホーム（政令指定都市・中核市以外に所在する施設にあっては定員29人以下の施設に限る。）

(イ) 介護老人保健施設（政令指定都市・中核市以外に所在する施設にあっては定員29人以下の施設に限る。）

(ウ) 介護医療院（政令指定都市・中核市以外に所在する施設にあっては定員29人以下の施設に限る。）

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（政令指定都市・中核市以外に所在する施設にあっては地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室に限る。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入居者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

ウ 介護施設等における看取り環境の整備事業

次に掲げる介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

- (ア) 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (エ) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (オ) 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (カ) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (キ) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム
- (ク) 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設
- (ケ) 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院
- (コ) 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム
- (サ) 小規模（定員 29 人以下）な軽費老人ホーム
- (シ) 認知症高齢者グループホーム
- (ス) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (セ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ソ) 小規模（定員 29 人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

#### エ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を対象とする。

- (ア) 通所介護事業所（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (イ) 地域密着型通所介護事業所
- (ウ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (エ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (オ) 短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所

(介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業)

第6 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の実施に当たっては、次により行うこととする。

1 道が実施する介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

(1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

ア 簡易陰圧装置の設置計画の作成

簡易陰圧装置を設置しようとする者は、介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る事業を明らかにした簡易陰圧装置の設置計画を作成することができる。

簡易陰圧装置の設置計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 簡易陰圧装置の設置計画の名称

(イ) 設置が必要な施設の名称及び場所

(ウ) 簡易陰圧装置の設置計画に基づく事業に要する費用の額

(エ) 補助金(介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援)の額の算定のために必要な事項

イ 簡易陰圧装置の設置計画作成に当たっての留意点

介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 簡易陰圧装置の設置計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金(介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援)を充てて簡易陰圧装置の設置計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第5号-1(道事業)による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

エ 補助金(介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援)の交付

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、次のa~iに掲げる施設等の居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。

(ア) 特別養護老人ホーム(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)

(イ) 介護老人保健施設(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)

(ウ) 介護医療院、介護療養型医療施設(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)

(エ) 養護老人ホーム(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)

(オ) 軽費老人ホーム(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)

- (カ) 有料老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (キ) サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (ク) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
  - (ケ) 生活支援ハウス（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業
- ア ゾーニング環境等整備計画の作成
- 感染拡大防止のため、ユニット型施設の各ユニットへの玄関室を設置しようとする者、従来型個室・多床室である介護施設等について感染者と非感染者の動線を分離することを目的として改修を行う者、家族面会室を整備する者は、介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る事業を明らかにしたゾーニング環境等整備計画を作成することができる。ゾーニング環境等整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。
- (ア) ゾーニング環境等整備計画の名称
  - (イ) 設置が必要な施設の名称及び場所
  - (ウ) ゾーニング環境等整備計画に基づく事業に要する費用の額
  - (エ) 補助金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）の額の算定のために必要な事項
- イ ゾーニング環境等整備計画作成に当たっての留意点
- 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援の対象経費と重複し、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- ウ ゾーニング環境等整備計画の提出先
- 補助事業者は、補助金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）を充ててゾーニング環境等整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第 5 号-2（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。
- エ 補助金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）の交付
- (ア) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援
- 次の (a) ～ (h) に掲げるユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。
- (イ) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援
- 次の (a) ～ (h) に掲げる介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。
- (ウ) 家族面会室の整備等経費支援

次の(a)～(h)に掲げる介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備(2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等)するための事業を対象とする。

- (a) 特別養護老人ホーム(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)
- (b) 介護老人保健施設(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)
- (c) 介護医療院(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)
- (d) 養護老人ホーム(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)
- (e) 軽費老人ホーム(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)
- (f) 有料老人ホーム(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)
- (g) サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)
- (h) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)
- (i) 生活支援ハウス(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)

(3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

ア 多床室の個室化改修計画の作成

多床室の個室化改修をしようとする者は、介護施設等における多床室の個室化に要する改修に係る事業を明らかにした多床室の個室化改修計画を作成することができる。

多床室の個室化改修計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 多床室の個室化改修計画の名称
- (イ) 設置が必要な施設の名称及び場所
- (ウ) 多床室の個室化改修計画に基づく事業に要する費用の額
- (エ) 補助金(多床室の個室化に要する改修費支援)の額の算定のために必要な事項

イ 多床室の個室化改修計画作成に当たっての留意事項

多床室の個室化に要する改修費支援の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 多床室の個室化改修計画の提出先

補助事業者は、補助金（多床室の個室化に要する改修費支援）を充てて多床室の個室化改修計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第5号 - 3（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

## エ 補助金（多床室の個室化に要する改修費支援）の交付

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

- (ア) 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (エ) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (オ) 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (カ) 有料老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (キ) 短期入所生活介護事業所（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- (ク) 生活支援ハウス（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

## 2 市町村が実施する介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

### (1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

#### ア 簡易陰圧装置の設置計画の作成

市町村は、介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る事業を明らかにした簡易陰圧装置の設置計画を作成することができる。

簡易陰圧装置の設置計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (ア) 簡易陰圧装置の設置計画の名称
- (イ) 設置が必要な施設の名称及び場所
- (ウ) 簡易陰圧装置の設置計画に基づく事業に要する費用の額
- (エ) 交付金（介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）の額の算定のために必要な事項

イ 簡易陰圧装置の設置計画作成に当たっての留意点

介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 簡易陰圧装置の設置計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金（介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）を充てて簡易陰圧装置の設置計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第5号-1（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 交付金（介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）の交付

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、次の(ア)～(ナ)に掲げるに掲げる施設等の居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。

- (ア) 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (イ) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (ウ) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (エ) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (オ) 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (カ) 有料老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (キ) サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (ク) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する事業所に限る。）
- (ケ) 生活支援ハウス（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
- (コ) 地域密着型（定員 29 人以下）な特別養護老人ホーム
- (サ) 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設
- (シ) 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院
- (ス) 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム
- (セ) 小規模（定員 29 人以下）な軽費老人ホーム
- (ソ) 認知症高齢者グループホーム
- (タ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (チ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ツ) 小規模（定員 29 人以下）な有料老人ホーム

- (テ) 小規模（定員 29 人以下）なサービス付き高齢者向け住宅
- (ト) 小規模（定員 29 人以下）な短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- (チ) 小規模（定員 29 人以下）な生活支援ハウス

(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援

ア ゾーニング環境等整備計画の作成

市町村は、介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る事業を明らかにしたゾーニング環境等整備計画を作成することができる。

ゾーニング環境等整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

(ア) ゾーニング環境等整備計画の名称

(イ) 設置が必要な施設の名称及び場所

(ウ) ゾーニング環境等整備計画に基づく事業に要する費用の額

(エ) 交付金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）の額の算定のために必要な事項

イ ゾーニング環境等整備計画作成に当たっての留意点

感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ ゾーニング環境等整備計画の提出先

市町村は、交付金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）を充ててゾーニング環境等整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第5号-2（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 交付金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）の交付

(ア) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

次の (a) ~ (u) に掲げるに掲げるユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

(イ) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

次の (a) ~ (u) に掲げるに掲げる介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

(ウ) 家族面会室の整備等経費支援

次の (a) ~ (u) に掲げるに掲げる介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

- (a) 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (b) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (c) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (d) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (e) 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (f) 有料老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (g) サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (h) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する事業所に限る。）
  - (i) 生活支援ハウス（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）
  - (j) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム
  - (k) 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設
  - (l) 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院
  - (m) 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム
  - (n) 小規模（定員 29 人以下）な軽費老人ホーム
  - (o) 認知症高齢者グループホーム
  - (p) 小規模多機能型居宅介護事業所
  - (q) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - (r) 小規模（定員 29 人以下）な有料老人ホーム
  - (s) 小規模（定員 29 人以下）なサービス付き高齢者向け住宅
  - (t) 小規模（定員 29 人以下）な短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
  - (u) 小規模（定員 29 人以下）な生活支援ハウス
- (3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業
- ア 多床室の個室化改修計画の作成
- 市町村は、介護施設等における多床室の個室化に要する改修に係る事業を明らかにした多床室の個室化改修計画を作成することができる。
- 多床室の個室化改修計画に記載すべき事項は次のとおりとする。
- (7) 多床室の個室化改修計画の名称

- (イ) 設置が必要な施設の名称及び場所
- (ウ) 多床室の個室化改修計画に基づく事業に要する費用の額
- (I) 交付金（多床室の個室化に要する改修費支援）の額の算定のために必要な事項

イ 多床室の個室化改修計画作成に当たっての留意事項

多床室の個室化に要する改修費支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

ウ 多床室の個室化改修計画の提出先

市町村は、交付金（多床室の個室化に要する改修費支援）を充てて多床室の個室化改修計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第5号-3（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

エ 交付金（多床室の個室化に要する改修費支援）の交付

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。

(ア) 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(イ) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(ウ) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(I) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(オ) 軽費老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(カ) 有料老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(キ) 短期入所生活介護事業所（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する事業所に限る。）

(ク) 生活支援ハウス（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

(ケ) 地域密着型（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム

(コ) 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設

(カ) 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院

(シ) 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム

(ス) 小規模（定員 29 人以下）な軽費老人ホーム

(セ) 認知症高齢者グループホーム

- (リ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (タ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (チ) 小規模（定員 29 人以下）な有料老人ホーム
- (ツ) 小規模（定員 29 人以下）な生活支援ハウス
- (テ) 小規模（定員 29 人以下）の短期入所生活介護事業所

（介護職員の宿舎施設整備事業）

第 7 介護職員の宿舎施設整備事業に当たっては、次により行うこととする。

1 道が実施する介護職員の宿舎施設整備事業に係る経費支援事業

(1) 介護職員の宿舎施設整備計画の作成

介護職員の宿舎施設の整備を行おうとする者は、介護職員の宿舎施設の整備に係る事業を明らかにした介護職員の宿舎施設整備計画を作成することができる。

介護職員の宿舎施設整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア 介護職員の宿舎施設整備計画の名称

イ 整備が必要な施設の名称及び場所

ウ 介護職員の宿舎施設整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

エ 補助金（介護職員の宿舎施設整備事業）の額の算定のために必要な事項

(2) 介護職員の宿舎施設整備計画作成に当たっての留意点

介護職員の宿舎施設整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) 介護職員の宿舎施設整備計画の提出期限及び提出先

補助事業者は、補助金（介護職員の宿舎施設整備事業）を充てて介護職員の宿舎施設整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第 6 号（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。

(4) 補助金（介護職員の宿舎施設整備事業）の交付

ア 対象事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、次に掲げる介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

(ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備は問わないが、建設単価等が過度に高価にならないよう留意すること。ただし、補助対象となるのは、次に掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33 ㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

(イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとする。

- (ウ) 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- (I) 入居者については、次に掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や次に掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- (オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。
- a 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- b 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- c 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- d ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- e 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）

#### イ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創 設	新たに宿舍を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。
増 築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。

増改築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。) ※1、※2について同上。
改修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。

## 2 市町村が実施する介護職員の宿舍施設整備事業に係る経費支援事業

### (1) 介護職員の宿舍施設整備計画の作成

市町村は、介護職員の宿舍施設の整備に係る事業を明らかにした介護職員の宿舍施設整備計画を作成することができる。

介護職員の宿舍施設整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア 介護職員の宿舍施設整備計画の名称

イ 設置が必要な施設の名称及び場所

ウ 介護職員の宿舍施設整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

エ 交付金(介護職員の宿舍施設整備事業に係る経費支援事業)の額の算定のために必要な事項

### (2) 介護職員の宿舍施設整備計画作成に当たっての留意点

介護職員の宿舍施設整備事業に係る経費支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

### (3) 介護職員の宿舍施設整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、交付金(介護職員の宿舍施設整備事業)を充てて介護職員の宿舍施設整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第6号(市町村事業)による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。

### (4) 交付金(介護職員の宿舍施設整備事業)の交付

#### ア 対象事業

介護人材(外国人を含む。)を確保するため、次に掲げる介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員(職種は問わず、幅広く対象)の宿舍を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

(ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舍の定員規模や設備は問わないが、建設単価等が過度に高価にならないよう留意すること。ただし、補助対象となるのは、次に掲げる介護施設等(建築中のものを含む。)に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

(イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舍の所在する市町村内の地域内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとする。

(ウ) 設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

(I) 入居者については、次に掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や次に掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

(f) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

a 特別養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

b 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

c 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

d ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

e 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）

f 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム

g 小規模（定員29人以下）の介護老人保健施設

h 小規模（定員29人以下）の介護医療院

i 小規模（定員29人以下）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

j 認知症高齢者グループホーム

k 小規模多機能型居宅介護事業所

l 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

m 看護小規模多機能型居宅介護事業所

n 小規模（定員29人以下）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

#### イ 整備区分

「整備」とは、第7の1の(4)のイの表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

#### （事業の中止）

第8 市町村は、市町村が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業及び介護

職員の宿舍施設整備事業に係る経費支援事業を中止し、又は廃止する場合には、北海道知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(その他)

第9 介護サービス提供基盤等整備事業の実施に当たっては、次により行うこととする。

(1) 介護施設等の整備に関する事業に係る道計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ 過疎、山村、離島地域等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

エ 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンに所在する施設の移転改築整備を行うもの。

オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

(2) 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、以下のとおりの取扱いとする。

ア 介護施設等の整備に関する事業に係る道計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、第9(1)エの事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配慮すること。

イ 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。

ウ 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。

(ア) 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること。

(イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること。

a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

- b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、第2の2の(1)、第2の1の(5)及び2の(7)、第2の1の(6)及び2の(8)の事業の対象としないこと。

オ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、第2の1の(3)及び2の(4)、第2の1の(4)及び2の(6)、第2の1の(5)及び2の(7)、第2の1の(6)及び2の(8)の事業の対象としないこと。

カ 令和7年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した代替施設については、第2の2の(5)の事業の対象としないこと。

- (3) 介護施設等の整備に関する事業に係る道計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、10年以上継続して事業を実施できるかという点に留意すること。

附則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年9月10日から施行し、令和元年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年4月30日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年7月7日から施行し、令和3年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年11月19日から施行し、令和3年5月31日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年2月18日から施行し、令和3年12月20日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年7月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年12月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年12月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年12月12日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年 月 日から施行し、令和8年4月1日から適用する。